

令和4年度事業運営方針

令和3年度の法人運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症の動向に大きく左右されたところです。新型コロナウイルス感染症は、昨年11月の時点で、全国の一日の新規確認感染者数が100人を下回るなど、一時は収束する気配がうかがえたものの、今年に入り、オミクロン株が急激に拡大し、同じく全国の1日の新規感染者数としては2月5日に10万人を超え、その後、徐々に少なくなってきたが、3月8日現在5万人を超えており、感染者数の高止まり状態が続いております。施設運営においては、利用者と職員の生命と安全を守りつつ、福祉サービスの提供を継続するため、三密の回避、マスクの着用、手洗いの実施、机・取っ手などの消毒等、感染防止対策の徹底を図っておりますが、今年に入り1月下旬に利用者及び職員3名の、更に2月下旬に利用者1名の感染が判明しました。それぞれ感染経路が別であり、施設の一時閉鎖、消毒の徹底、利用者等の健康観察の実施などの対応を行い、クラスター発生までには至らない状況でした。令和4年度に入っても、引き続き感染防止対策への取り組みを実施していく必要があるものと考えております。

さて、令和3年度は障害福祉サービス等報酬改定や新座市の財政非常事態宣言発出に基づく補助金の段階的な削減があり、幸い、直ちに赤字となって運営が困難になるような事態は避けられているものの、その影響については、令和4年度以降に確実に現れてきます。一方で、国は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を来年2月から前倒しで実施するとし、2月に入って早々に、埼玉県を通じて「福祉・介護職員待遇改善臨時特例交付金」の制度の案内がありました。案内では、「標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当の交付金が交付されます」とありますが、当法人がこの制度を活用しようとする場合、大きな課題が2点あります。1点目は、この交付金の額が障害福祉サービスの毎月の総報酬にサービスごとに割り振られている交付率を乗じて定まるものであり、事業所の職員配置状況などにより左右され、全員に対して、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではないものです。また、総報酬に乘じることから、施設利用率にも大きく左右されるものであります。もう1点の課題は、この交付金は「福祉・介護職員待遇改善加算」と同様に支給できる対象職員が障害福祉サービスの職員に限定されるという点です。具体的には、地域活動支援センターや相談支援事業の職員は対象とならない

もので、臨時特例交付金の活用に当たっても全く同じ課題に直面いたします。この臨時特例交付金は令和4年9月までの措置とされ、10月以降は、臨時の報酬改定を行い、同様の措置が継続されることとされております。

一方、福祉施設の人材確保を巡る状況は厳しく、当法人においても、欠員の補充のための求人を出しても、なかなか次の職員の採用まで相当な時間がかかる傾向にあります。この度の特例交付金制度を活用する施設が多くなると考えられる中、安定的な職員体制を構築するという観点からも職員の待遇改善の必要性があります。このようなことから、この度の国の意向を踏まえ、この臨時特例交付金の制度を活用し、併せて法人の一般財源を投入して職員の待遇改善に取り組む必要があるものと考え、対応してまいります。

また、令和4年度は、令和3年度の報酬改定で示されていた「感染症や災害への対応力強化としての対策検討委員会の設置、指針の整備、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施」及び「障害者虐待防止の更なる推進及び身体拘束等の適正化の推進としての対策検討委員会の設置と定期的な開催及び検討結果の従業者への周知徹底、身体拘束等の適正化のための指針の整備、従業者への研修（身体拘束等の適正化を含む。）実施、虐待防止責任者の設置」について、更なる取組を進めてまいります。具体的には、前者については、令和3年度から3年の経過措置期間が設けられており、新型コロナウイルス感染症への対応で得た知見と日々変化していく状況を踏まえ整備いたしたい考えです。また、後者については、令和3年度は努力義務、令和4年度からは義務化されており、特に身体拘束等の適正化に関しては、令和5年度からは「身体拘束廃止未実施減算」の対象となるものでありますので、関連する情報を整理し、整備に努めます。

なお、令和4年度に3年目を迎える新座市基幹相談支援センター事業では、困難ケースへの対応や市内の相談支援事業所職員を対象とした人材育成研修を開催するなど、活動が一段と活発になってきております。そのような中、令和3年度に県で「サービス管理責任者等研修」及び「相談支援従事者研修」についての指定事務取扱要綱が整備され、市町村、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業や指定特定相談支援事業などを行う法人等から申請により県が研修事業者を指定し、研修が実施できる運びとなりました。現在、市内の相談支援事業所において相談支援専門員がそのニーズに対して大変不足しているとの現状から、新座市自立支援協議会において、市内で「相談支援従事者研修」が実施できないか検討が重ねられ、その結果、NPO法人暮らしネット・えんが実施主体となり、研修事業者の指定を受け実施する方向で準備が進められております。その準備段階において、当法人に協力依頼を受けており、また、基幹相談支援センターの業務に「相談支

援事業者の人材育成の支援」が位置付けられており、積極的に当該研修の実現に向け、講師を派遣するなどの協力を実行してまいります。また、この相談支援従事者研修について、将来的には、当法人と共同体制で進めたいとの話も伺っておりますので、研修事業の実施主体の一端を担うことも視野に検討してまいります。

次に、各施設の取組についてです。

福祉工房さわらびの就労移行支援事業では、令和3年度末にかけて利用率が回復傾向にあり、引き続き、利用者の確保に努めてまいりますが、利用者数が少ない中で、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援が提供でき、安定した就労につながった実績がありますので、利用者数が増加したとしてもサービスの質が低下しないよう、今後も丁寧な就労支援を心掛けてまいります。就労移行支援事業を利用され、就労につながった方へのアフターフォローも行っており、希望される方には、就労6か月経過後から就労定着支援事業をご利用頂いています。その就労定着支援事業の利用者も少しずつ増えてきており、施設職員がそれぞれの事業者の担当者と信頼関係を構築して、支援を展開しております。今後も当該事業の充実に努めてまいります。

福祉工房さわらびの就労継続支援B型事業では、定員30名に対し、契約者数が60名近くおられ、精神障がいの特性から、その方々が一度に利用されるということは少ないものの、まれに1日の利用者数が定員を上回ることも生じます。新型コロナウイルス感染症対策として、三密（密閉、密集、密接）の解消を目的に、密になりそうな利用時間帯が重ならないよう利用者の皆様の協力を頂いています。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の状況が好転するまではこのような対応を始めとした各種の感染症対策の措置は継続するものと考えております。また、利用者に提供する作業については、一例を挙げれば、自主製品の製作に大きく関わっていたベテランの非常勤職員2名が令和3年度末で退職することとなりました。業務の主要な引き継ぎは完了しており、技術面で後退しないよう努めてまいります。また、昨今の、燃料費や原材料の高騰化の影響が次年度以降どのように出てくるか、これは、施設で製作する自主製品のみならず、企業から頂くお仕事にも影響のあることですので、注視する必要があります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所支援のために設けられた補助金で購入したガーメントプリンターを活用するなど、作業の充実及び工賃確保に取り組んでまいります。

また、利用者の中には、高齢で単身生活を送られている方など、施設を利用されている時間以外の過ごし方について、配慮が必要な方が増えてきている傾向に

あります。ほとんどの方は、ホームヘルプサービスや訪問看護などの別のサービスを受けておりますので、当該サービス支援事業所や相談支援事業所との連携を密にし、支援の充実を図ってまいります。

福祉工房楓では、福祉工房さわらびと同様、感染症対策を十分に図りながら、概ね安定した運営が図られておりますが、令和3年度末で、現在の施設長が退職することとなりましたので、にいざ生活支援センターで勤務していた職員を新たな施設長として配置することいたしました。福祉工房楓は、これまで創作的活動と生産的活動がバランスよく提供されていることを一つの特色としておりますので、現行のサービスを継続して提供できるよう体制を整え、新施設長を中心とする魅力ある施設づくりを目指してまいります。

にいざ生活支援センターは、地域活動支援センターⅠ型として、さまざまなプログラムを実施し、家から一歩出る日中の居場所としての機能を有しておりますが、同じ場所で、各種の相談支援事業や基幹相談支援センター業務等を実施しているため、たくさんの人の出入りがありますことから、引き続き感染症対策の徹底を図ってまいります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、縮小しているプログラムがいくつかあり、声を出すプログラムや調理を行うプログラムなどを中止しているところであります。令和4年度も引き続き厳しい状況でありますが、利用者の皆様との対話を重視し、共に工夫をして有用なプログラムを実施してまいります。また、にいざ生活支援センターには、主に精神障がいについての相談が多く寄せられており、以前にも増して、困難なケースへの対応が顕著になっております。また、虐待に関する相談も寄せられており、新座市担当課と連携して対応しています。これら対応で得られる個々の知見を職員一人ひとりの対応力・支援力の強化につなげるとともに、組織力の向上に努めてまいります。新座市自立支援協議会との協力では、前述の「相談支援従事者研修」実施への協力のほか、相談支援部会や地域移行・地域定着支援部会への協力を通して、新座市の障がい者福祉の更なる充実と発展に寄与してまいりたいと考えております。特に、令和3年度の報酬改定で示されていた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進」や市の障がい福祉計画で掲げられている「地域生活支援拠点等の確保」については、既存事業に関連があるものとして、これらを巡る動きに注視してまいります。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症についての政府の有識者会議で出口戦略が検討され始めた一方で、オミクロン株の新たな派生株が見つかるなど、先行きの見えない不確実な状況ではありますが、職員一人ひとりが現状を理解し、

評議員、理事等の役員を始めとした関係者と協力し、法人の基本理念の下、利用者の皆様への適切な支援を第一に法人運営に努めてまいります。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置 事務長 常勤兼務 1人 (B型と兼務)

事務主事 常勤兼務 1人 (B型と兼務)

① 理事会・評議員会の開催

法人活動を円滑に進めるため理事会・評議員会の運営の活性化を図ります。

② 予算及び決算事務の執行

法人活動を円滑に進めるため、予算及び決算事務の適正な執行に努めます。

③ 第3次中期経営計画に基づく取り組み

令和3年度から5年間を対象期間としている第3次中期経営計画に基づく各種事業について取り組んでまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症拡大予防への取り組み

前年度に引き続き、感染症発生の予防と拡大の防止を徹底するほか、業務に関係する情報の収集に努めてまいります。

⑤ グループホーム等の整備検討 繼続

前年度に引き続き、国や市の動向を注視しつつ、引き続き、現状での実現可能性について検討します。また、第3次中期経営計画で記載しているとおり、選択肢の一つとして日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊施設についても検討してまいります。

⑥ 研修体系の充実

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、昨今、オンラインによる受講が可能な研修が増えてきており、このような外部研修を有効に活用するほか、キャリアパスに応じた研修や、業務遂行のための専門的研修を積極的に受講し、引き続き、研修体系の充実に努めます。また、前年度の報酬改定において実施が義務化された感染症対策に係る研修、業務継続に向けた計画に係る研修、障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に係る従業者への研修については、確実な実施を図ります。

⑦ B C P (事業継続計画) 等の見直し及び各種委員会の設置・開催等

前年度の報酬改定において「感染症対策の強化」として、対策検討委員会の設置、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が、「業務継続に向けた

「取組の強化」として業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務付けられました（ただし、令和3年度から3年の経過措置期間有り）。また、「障害者虐待防止の更なる推進」及び「身体拘束等の適正化の推進」として、虐待防止委員会の設置と委員会での検討結果の従業員への周知徹底、責任者の設置、研修の実施、身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務付けられました（令和3年度は努力義務。令和4年度から義務化）。したがいまして、これらの事項の確実な対応を図ります。

⑧ P R 業務の充実（ホームページ及びS N S の活用）

引き続き、ホームページとS N S の効果的な活用を図ってまいります。インターネットをめぐるトラブルについて細心の注意を払うとともに、施設関係者の皆様への情報提供や利用者の確保、職員の採用、自主製品・焼き菓子の販売等にも役立つものを目指します。また、紙媒体であるパンフレットの見直しについても、引き続き、行い、施設を利用する方に対して分かりやすいパンフレットづくりを目指します。

⑨ I C T 活用による業務の効率化

令和3年度の報酬改定では「障害福祉現場の業務効率化のためのI C T 活用」が新たに掲げられ、「運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応が可能」となりました。前年度に引き続き、改定内容を踏まえ、効果的な活用を検討してまいります。また、定期的な職員会議や職員研修の場等においても、必要に応じて同様の技術を活用し、業務の効率化を図ります。さらに、前年度に引き続き、コンピュータセキュリティについては外部環境の変化を注視しつつ、その向上に努めます。

⑩ ボランティア受け入れ

ボランティアをしたいという方々の貴重な思いにお応えできるよう、各施設と連携し、ボランティアの受け入れを行います。

⑪ 地域との連携

地域共生社会の実現のためには、地域との連携が不可欠であり、法人事業への地域の理解が得られるることは、平常時は元より、非常時にも大きな力を発揮することと思われます。また、令和3年度の報酬改定の「感染症や災害への対応力強化」の一つとして、「地域と連動した災害対応への強化」が掲げられ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととなりました。従いまして、当該連携について検討し、その実

現を図ります。また、引き続き、地域との連携を深めるため、地域団体の主催事業への参加や、既存事業とのつながり、広報誌を通じての関係強化などについて検討します。

⑫ 後援会との連携

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度も令和2年度に引き続き、例年開催してきた各種の精神保健福祉啓発事業が軒並み中止となりました。今後、どのような事業が実施できるかなど、引き続き、後援会と連携し、会の活性化及び実施事業の充実について検討してまいります。

⑬ 税額控除制度の指定継続

寄附者が税額控除と所得控除のいずれかを選択できる税額控除制度について、当法人は、平成30年度に税額控除対象社会福祉法人の指定を受けましたが、同時に、新たな実績判定期間がスタートしており、指定の更新に当たっては、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）までの間の5年間で、3,000円以上の寄附金を支出した者が平均して年に100人以上いること等の要件を満たす必要があります。税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者の善意に応えるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものでありますので、この指定が維持できるよう努めます。なお、令和4年3月の時点で、平均96.5人となっており、100人以上の要件をわずかに下回っている状況であります。令和4年度は、実績判定期間の最終年となりますので、当該制度の指定継続を目指してまいります。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

定 員 10名

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）

サービス管理責任者 1人（常勤・B型と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）

生活支援員 1人（常勤） 職業指導員 0.8人（常勤1人・相談支援専門員と兼務）

就労支援員 0.8人（常勤1人・就労定着支援員と兼務）

調理員 1.04人（非常勤2人・B型と兼務）

（就労定着支援事業）就労定着支援員 0.2人（常勤1人・就労支援員と兼務）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座やSSTを行います。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用しての訓練を行います。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行います。
- ・ZOOM等を活用し、コロナ禍におけるリモートワーク需要の高まりに対応した訓練を行います。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取組内容を明確にして支援します。
- ・職場見学のプログラムや、就労後の生活まで視野に入れた定期面談により、就労についてのイメージを明確にし、就労率の向上を目指します。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行います。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援します。
- ・OB会を開催し卒業者の交流の機会を提供します。

③ 就労定着支援事業

就労移行支援事業所等から一般就労につながった障がい者の安定した就労の継続を支援します。

④ 就労先や実習先企業の開拓

現行の実習先企業や就労の実績がある企業との関係を深めるとともに、近隣の事業所に職場実習先や就労先として協力依頼を進めます。

⑤ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。

⑦ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・昨年度新たに作成した、就労移行に焦点を絞ったパンフレットを引き続き特定相談支援事業所、医療機関、高等学校等関係機関に配布します。
- ・法人内外の事業所や近隣のデイケア等を対象に、事業内容の周知を目的とした就労移行講座を企画・実施し、利用者確保に努めます。
- ・K-STEP、睡眠表などを活用して体調の安定化を図り、利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑨ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑩ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。その際、利用者の人数が30人程度と多人数であることや、多様な特性を持つ利用者が集まっていることを考慮し、避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、集団行動の訓練を重点的に行います。

3 福祉工房さわらび	就労継続支援 B型事業
所在地	新座市堀ノ内 3-4-11
定 員	30名
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前9時50分～午後3時50分
職員配置	
	施設長 兼 サービス管理責任者 1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）
	サービス管理責任者 1人（常勤・移行と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）
	生活支援員 4.46人（常勤3人（但し、内1人は常勤換算0.8人）・非常勤2人）
	職業指導員 2.52人（常勤2人・非常勤1人）
	目標工賃達成指導員 1人（常勤1人）
	調理員 1.04人（非常勤2人・B型と兼務）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各自の力を發揮していただける支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、養豚場での作業等を行います。
- ・自主製品（手芸品と焼き菓子）の製造工程を見直し、マニュアル化を進めながら、より安定的な生産体制を目指します。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図ります。
- ・売上と平均工賃の増加を目指します。
- ・働くことの喜びを得るとともに、工賃の増加につながるような生産活動の拡充に努めます。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図ります。行事等の実施に当たっては、社会情勢を慎重に見極めつつ、ミーティングで利用者と話し合いながら進めます。

③ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や

関連機関と連携して支援を行います。

④ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。
- ・健康の維持、増進のためにスポーツや散歩等のプログラムを実施します。

⑤ 利用率の向上

- ・年間を通しての一日平均利用率 90%を目標とし、契約者数の増加と利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑥ 就労支援機能の強化

- ・将来的に就労のニーズがある利用者に対し、就労移行支援事業の利用登録も視野に入れ、就労への具体的なフローチャートを意識した個別支援計画を作成します。

⑦ 協力事業所との連携強化

協力事業所との連携強化及び新たな事業所への協力依頼を進めます。

⑧ 福祉関係イベントへの参加

福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

⑨ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑩ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑪ 避難訓練の実施

年 2 回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。その際、利用者の人数が 30 人程度と多人数であることや、多様な特性を持つ利用者が集まっていることを考慮し、避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、集団行動の訓練を重点的に行います。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 室長 1 人（常勤・移行及びB型と兼務）
相談支援専門員 1 人（常勤・移行と兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図ります。

5 福祉工房 楓 地域活動支援センター（Ⅲ型）

所在地 新座市大和田4-16-40
定員 10人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時50分～午後3時50分
職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）
指導員 1.86人（常勤1人、非常勤1人）

創作的活動や生産的活動の機会を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、また、人と接することの苦手な精神障がい者への日中活動の場の提供など必要な支援を行います。

① 基礎的事業

- ・生産的活動として、内職作業や自主製品の製作を行います。
- ・創作的活動として、文芸、絵画製作を実施して、社会福祉法人にいざ後援会主催合同絵画展や埼玉県精神障害者家族会連合会主催の展示会等の作品発表の機会を有効活用します。
- ・利用者が主体的に計画し、実施するプログラムを支援します。
- ・健康維持増進を目的に「散歩」「スポーツ」「園芸」「マイフェバリットソング」「ヨガの会」「ダイエットの会」等のプログラムを行います。
- ・地域社会との交流や社会の一員としての自覚促進を目的として、路上のゴミ拾い、フェスタやよろず市等バザーへ協力・参加をします。

② 機能強化事業

- ・「料理会」「お菓子作り」などの調理関係のプログラムについては新型コロナウイルスの感染予防の観点から当面は見合わせることが考えられますが、楓勉強会等において「栄養に関するプログラム」の実施などプログラム機能の補完を図ります。
- ・嘱託医による個別相談・懇談会や「楓勉強会」「全体ミーティング」「SST」等のグループワークを通して、人間関係やコミュニケーション等の生活技術を学ぶ場を提供します。

③ 送迎サービスの充実

利用者に対して、新座市内全域を対象として送迎サービスを提供し、通所についての利便性向上を図るとともに活動参加を促し、生活の質の向上を目指します。

④ 自主製品の充実及びオリジナル製品の開発

現在行っている自主製品の製作販売と商品の改良や新製品の開発・販売を行い、地域の方々に施設を知りていただく機会を増やすとともに、利用者の収入増(工賃の増額)に努めます。

⑤ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑥ 地域特性に対応した避難訓練の実施

楓の近隣には柳瀬川が流れ、新座市のハザードマップにおいても水害発生時、浸水の恐れのある地域として示されています。水害リスクが他の2事業所に比べ、非常に高いことから、地震や火災のみならず水害にも対応した避難訓練を、昨年度に引き続き、年2回実施します。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 室長兼相談支援専門員 1 人（常勤・地域活動支援センターと兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

7 にいざ生活支援センター 地域活動支援センター（I型）

所在地 新座市野火止 2-7-12

定 員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）

指導員 4.6人（常勤兼務4人・非常勤兼務1人・非常勤2人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務）

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供し、また、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

① 基礎的事業

- ・創作的活動の提供として、絵画、コーラス、レクリエーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・社会生活力増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的に実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場を提供します。
- ・茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・相談支援として、利用者の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行などの支援を行います。
- ・精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。

② 機能強化事業

- ・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。
嘱託医による個別相談と座談会（3か月に1回の実施を毎月実施に変更）
社会的入院者の退院支援

- SST（社会生活技能訓練）の実施
- SFA（社会生活力プログラム）の実施
- ピアカウンセリングセミナーの実施
- ・地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。
　傾聴ボランティアの養成講座の実施及び受入れ
- ・障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、ボランティア養成講座や精神保健福祉に関する講演会、講座、研修会等を実施します。

③ 利用者家族との連携

利用者家族に対して、家族会の紹介や各種集いの紹介を必要に応じて実施します。

④ 当事者及び家族を対象とした集いの実施

現在実施しているうつの集い、発達障がいの集い、統合失調症の集い、そうちつ
の集い、家族・友人の集いを継続します。

⑤ 精神保健福祉の啓発事業の推進

新座市から受託している基幹相談支援業務及び障がい者一般相談業務では、障が
い者虐待防止法、成年後見制度、障がい者差別に関する市民啓発事業を実施するこ
とが実施要領で定められています。令和元年、2年、3年度はコロナ禍における社会
情勢を考慮した結果、年に1回実施している講演会による啓発事業の実施ができ
ませんでした。次年度も社会情勢を見ながら実施に向け努めてまいります。

⑥ 家族会との連携

家族会の考え方や思いを共有化し、活動内容について把握していくために、月例
会等の機会を積極的に活用し家族会との連携・支援を図ります。家族会の定例会に
も参加してまいります。

⑦ 利用者数の向上

利用者数の減少傾向が見受けられるため、施設のPRに努めるとともに、魅力ある
プログラム活動の増加について、コロナ禍における社会情勢を慎重に見極めながら実
施します。

⑧ 避難計画の実施

消防計画等に基づき、年2回、避難訓練を実施します。避難時における集団行動の
重要性や相談支援等で関わる在宅の方々の安否確認の対応について確認いたします。

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 室長 常勤兼務 1 人
相談支援専門員 常勤兼務 3 人 非常勤兼務 1 人
(自立生活援助) サービス管理責任者 常勤兼務 1 人
地域生活支援員 常勤兼務 3 人
(地域移行支援・地域定着支援) 地域移行支援従事者 常勤兼務 4 人
(上記の兼務は地域活動支援センターとの兼務を含む。)

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、また、その活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人や家族からの問い合わせ、障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介等により来られた相談者に対して、誠実に責任をもって対応します。

また、日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業と基幹相談支援センター事業（事業内容の詳細は①に記載）を引き続き新座市から受託します。

① 基幹相談支援センター

新座市基幹相談支援センターの業務は以下の通りです。

- ・相談支援事業者に対する訪問等による総合的かつ専門な指導及び助言を行います。
- ・複雑または困難な相談ケースへの支援をします。
- ・相談支援事業者的人材育成の支援をします。
- ・地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います
- ・新座市自立支援協議会との連携を行います。
- ・地域移行に向けた障がい者支援設備、精神科病院への普及啓発を行います。
- ・成年後見制度の利用等に関する支援及び普及啓発を行います。
- ・障がい者等に対する虐待を防止するための取り組みをします。
- ・権利擁護及び虐待に関する相談支援をします。

基幹相談支援センターですが、前年度に引き続き困難事例への対応と、市内相談支援事業所の後方支援の業務を行います。基幹相談支援センターとして精神障がい以外の障がいのお持ちの方へ対応し始めておりますので、精神障がい以外の障がい分野に関しても、研修等で知識を深めてまいります。また、障がい者福祉課と新座市基幹相

談支援センターえんと月に1回の報告会を中心に連携を図ります。

また、NPO法人暮らしネット・えんが県の指定を受け、相談支援従事者研修を実施する方向で準備が進められておりますので、基幹相談支援センターの業務の一環として、当該研修の実現に向け講師の派遣などの協力を行います。

② 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。
- ・ホームヘルパー利用については、新座市とその近隣の地域と連携を図り、相談者に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所に関しては新座市とその他の地域と連携を図り、相談者に最も適した施設を利用できるよう支援します。

③ 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行支援については、退院前から利用者及び関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート等の物件探し、契約行為への同行、引越の支援と市役所への書類提出の同行援助等を行います。利用者の中にはこれらの活動と生活保護の申請が並行して行われる場合があるので、生活支援課への同行等も必要に応じて行います。また、退院前カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の必要性を指導された場合には利用者に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。
- ・地域定着支援については、月に1回程度の定期訪問を行い、状況に応じて通院先の病院等への同行支援等を行います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し24時間対応ができるよう緊急時の支援を確保しております。また、ホームヘルパーや日中活動系の事業所の利用を支援し、地域での生活を安定させるよう工夫します。

④ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者に対して相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、医療機関と連携し、状況に応じた支援を図ります。
- ・多様化する相談業務に対応するため、相談業務に携わる職員に自立支援協議会相談支援部会の勉強会や県主催等の研修への参加を積極的に行い、相談業務の質の向上を図ります。

⑤ 自立生活援助

自立生活援助は障がい福祉サービスの位置付けとして、新たに単身生活を始める方を対象とした支援を行います。日常における、あらゆる生活相談に対応し、必要に応じて同行支援も行います。また、利用者の方には月2回以上の訪問を行い、必要に応じて関係機関と連携し、利用者の方々が安心して地域で生活できるよう支援します。地域定着支援と同じく、夜間緊急時の対応・支援も実施します。